

(注) 指定管理者制度の関係部分のみ抜粋

総 財 財 第 3 9 号

平成 21 年 4 月 24 日

各都道府県知事 殿

総務事務次官

平成 21 年度地方財政の運営について

(略)

第一 財政運営の基本的事項

1 ~ 3 (略)

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(1) ~ (2) (略)

(3) 行政改革の推進

地方分権を一層推進するためには、国民の理解を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことが必要である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。)を示し、行政改革に積極的に取り組むよう要請し、平成 20 年度中に全ての地方公共団体において「集中改革プラン」の公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランの実施状況について点検を行い、取組を着実に推進するとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律

第47号。以下「行政推進法」という。)等を受け策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行政革新指針」という。)を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組みたい。

なお、行政支出総点検会議等の議論に基づく国の公益法人向け支出の削減や行政コストの節減・効率化などの取組も踏まえ、事務・事業等について、再度点検・見直しに取り組みたい。

(4)～(7) (略)

(8) 指定管理者制度の運用

公の施設の指定管理者を選定する際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること、施設の態様に応じた指定管理者の適切な評価が重要であること等に留意し、その在り方にについて検証及び見直しを行わ
れたい。

総行経第38号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めると活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっています。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

指定管理者制度 括弧

問： テレビ朝日の山根と申します。年末に指定管理者制度について、各都道府県・市町村の首長さんたちに、こういうふうな扱い方をしなさいといふことで通知を出されましたけれども、よく言われていますように、指定管理者制度においてもたらされる官製ワーキンググループアドバイザリーボードなどがあると思うのですが、早急に、こういうふうな扱い方をしないでほしいという業者を運ぶ際、間もなくそういう時期にさしかかっている都道府県、市町村もあるかと思いますが、その際に、そういうワーキンググループアドバイザリーボードを作らないような、適切な使い方をしないといふことを、改めときつと、こう例示をすると何と言いますか、指導していくとお考えはあるのでしょうか。

答：年末に出しました通知ですね、いわば指定管理者制度をめぐる誤解とか、失礼ですけれども、理解不足とかですね、こういうのを解いていこうという趣旨なのです。何かでみてみますと、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります。もちろんそれは全く否定するものではありませんけれども、指定管理者制度というのは、一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはずなのです。俗にお役所仕事とかですね、そういうものの創意工夫とか、それから経験とか、そういうものを導入することによって、規則などに縛られて、利用者本位ではないと批判されてしまった公の施設の利活用について、新風を吹き込みたいと。行政サービスの質を向上したい、住民の皆さんのが満足度を高めたいということなのです。ところが、そっちの方よりも、むしろ、外注することによって、アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかといふところに力点が置かれてきました。特に、私などが懸念しているかといふところに力点が置かれてきました。特に、指定管理にならないままになりますのは、本来、指定管理にないような施設についてまで、指定管理の者が押し寄せて、現れてしまつていう。そういうことを懸念していたものですから、改めて、その誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために出しましたわけですね。まあ、あれを出せばね、じっくり読んでいただければ、はっと気が付いただけのではないかなど思いますが、これからも、折に触れてですね、私たちが申し上げているようなことが法律上書いてあるかというと、必ずしもそうでもないですね。具体的にどういうことかと言うと、私などはいつもよく言うのですけれども、例えば、公共図書館とか、これまで学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり、きちんと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだと、私が思っているのです。ただ、じやあ、それが法律にそういう仕組みになつたのかというと、必ずしもそうでもない。何でも出せるような、そういう仕組みになつたのかいるものですから、あとは、どう言うのしようか、良識とか、常識とかですね、リーガルマインドとかですね、そういう世界に入れるのだと思うのです。もう一つの認識は、これ指定管理だけではな喚起したいと思って出したわけですね。そういうのを、総務省として随分進めてきました。定員削くてですね、従来からの外部化といふものを、それから縦丁目横丁目といふものを進めています。

平成23年1月5日

きたのですね。それがやはり、コストカットを目的として、結果として官製ワーキンググループというのを随分生んでしまっているという、そういうことがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなという、そういう気持ちもあって、お出ししたわけです。あれで、どういう反応が出来るかですね、反応が無いか、有るか、有つほしいと思ふのですけれども、しばらく見てですね、また必要がありましたら、次の策も考えてみたいと思っています。自治体はですね、地元の企業の皆さんに対しては、正規社員を増やしてくださいといふことをよく働き掛けるのですよ。当然ですね。やはり正規雇用を増やしてくださいといふことを働き掛けるのですけれども、当の自治体が、自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なにおかつ、アウトソースを通じて官製ワーキンググループを作っちゃう問題提起の意味も含めて見直しをしたということです。これは、ですから管理者制度についての理解を、本当の理解を深めていただきたいという通知と、それから、もう一つはですね、かねて申し上げておりますけれども、集中改革プランとという法的根拠の無い仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね。もともと法的に有効な通知ではありませんから、解除といふ言葉がいいかどうか分かりませんけれども、以前進めてきた集中改革プランにどちらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスは自ら考えて、これから定数管理などをやっていただきたいと。この二つであります。

卷之三

卷之三

中華書局影印
新編全蜀王集

卷之三

卷之三